

副本

平成四年(ワ)第二〇七五号、同五年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

原 告 被 告 国 朴
一 ほか七六名

意 見 書

平成九年一〇月六日

被告指定代理人

法務省

藤 白 信 下 岸

原 川 田 村

朋 福 尚 真 秀

一

子 郎 志 美 光 岸



京都地方裁判所第一民事部 御中

原告らの一九九七年（平成九年）九月一一日付け文書提出命令申立書による文書提出命令申立てに対し、被告は次のとおり意見を述べる。

一 「遭難者名簿」（文書の表示1）及び「遺骨名簿」（同2）について

原告らは、右各名簿について、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）三一二条一号の「引用文書」に該当するとしてその提出を求める。

原告らは、「遭難者名簿」については、被告第一〇準備書面における「浮島丸事件の遺骨の収容及び保管は、個々の遺骨の身元の特定が困難であったため、収容した遺骨を遭難者名簿の犠牲者の数に合わせて分け、遭難者名簿上の特定人名を付して、個別に骨つぼに入れて、その後保管しているものである。」との記載が「引用」に当たると主張するものようである。

ところで、民訴法三一二条一号にいう「引用」の意義については、近時、文書そのものを証拠として引用した場合に限定して考える必要はなく、文書の存在と内容を引用してさえいれば足りるから、証拠として援用するまでの意思がなくとも、自己の主張の明確化ないし補強のため文書の存在・内容を明らかにすれば、本号に当たるなどとされている（菊井・村松・全訂民事訴

法務省

訟法II六一三ページ、兼子・松浦・新堂・竹下・条解民事訴訟法一〇四九ページ）。しかしながら、右指摘に係る記述は、原告らの主張に対する認否において、原告の主張事実を認めるに際しての補足説明として、遺骨の保管に関する事実の経過を述べた部分であつて、「遭難者名簿」の存在ないしは趣旨・内容を引用して被告の主張を補強するものでないことは明らかである。したがつて、右記述は、「引用」に当たらない。

また、「遺骨名簿」については、右被告準備書面における「国が韓国政府に遺骨名簿を渡したことについては認める。」との記載をもつて、「引用」とするもののようにある。しかし、右記載も、原告らの主張に対する認否にすぎないから、これも「引用」に当たらぬことが明らかである。

なお、右の「遺骨名簿」は、正確には「遺骨遺留品名簿」と題された名簿であり、被告第一一準備書面三5中の「名簿」及び原告らの一九九七年（平成九年）五月八日付け文書提出命令申立書の「一 文書の表示」中の「3名簿」はいずれも右名簿を指すものである。

以上のとおり、右各名簿は、いずれも民訴法三一二条一号の引用文書に該当しないことは明らかであるから、被告に提出義務はない。

なお、付言すると、右「遭難者名簿」及び「遺骨遺留品名簿」について、右各名簿を保管する厚生省社会・援護局においては、遺族又は遺族からの委任者以外の者からの問合せに対しては、個人情報保護の観点から開示できないが、遺族又は遺族からの委任者から要求があつた場合には、身分確認の上、該当する部分のみについて開示することとしている。

したがつて、原告ら本人に関する限り、文書提出を求める必要性もない。

二 「乗船者名簿」（文書の表示3）について

原告らは、右「乗船者名簿」（ないしはこれに連類する名簿）について、被告において作成、保管されていると推測されるとし、同名簿が、同条三号後段の「法律関係文書」に該当するとしてその提出を求めている。

右名簿は、乗船に際して作成された名簿を意味するものと思われるが、厚生省社会・援護局においては、そのような名簿を保管していない。また、右のような名簿の存在はこれまで確認されていないし、その存在を明らかにする資料も見当たらない。

よつて、右名簿についても、文書提出義務はない。

三 以上のとおり、原告らの申立てはすべて理由がないから、すみやかに却下

されるべきである。